

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
公告	1
人事委員会規則	2
公安委員会規則	2
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	3
秋田県告示第三百五十号	3
秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)第三條第六項の規定により、次のとおり公印の登録を抹消したので、同令第四條の規定に基づき、告示する。	3
秋田県告示第三百五十一号	3
秋田県告示第三百五十二号	3

告示

- 人事委員会規則七二三(管理職手当)の一部を改正する規則……………2
- 公安委員会規則……………2
- 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(八・警務課)……………3

秋田県告示第三百五十号

秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)第三條第六項の規定により、次のとおり公印の登録を抹消したので、同令第四條の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月三日

秋田県知事 寺田典城

公印の印影
秋田県出納長印



- 二 公印保管責任者 出納局会計管財課長
 - 三 公印の廃止の期日 平成十九年七月三日
- 秋田県告示第三百五十一号
- 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百條の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二條の二第四項の規定に基づき、告示する。
- 平成十九年七月三日
- 秋田県知事 寺田典城

- 一 氏名又は名称 株式会社谷藤石油
- 代表取締役 谷藤 千代
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 横手市増田町増田字上町五十八番地
- 三 指定取消年月日 平成十九年五月三十一日

秋田県告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十九年七月三日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
百七号	新	旧	由利本荘市東由利館合字徳間沢一番二から字檜倉一九番六まで	二六・〇〇〇〜一〇七・〇〇〇	〇・二三八
百七号	新	旧	〃	一九・〇〇〇〜四二・〇〇〇	〇・二三八

- 二 供用開始の期日 平成十九年七月三日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課

- (二) 期間 平成十九年七月三日から同月十六日まで
- 秋田県告示第三百五十三号
- 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年七月三日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一 道路の区域					

県道	新		旧	
	B	A	男鹿市脇本富永字東前田三二番地先から字丸森四八番二地先まで	
	男鹿市脇本富永字太田一一〇番四から字小谷地一七二番三地先まで	男鹿市脇本富永字東前田三二番地先から字丸森四八番二地先まで	七・〇〇〇〇一六・〇〇〇	〇・九五一
			一七・五〇〇〇四七・〇〇〇	一・〇一〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年七月三日から同月十六日まで

秋田県告示第三百五十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年七月三日

秋田県知事 寺田典城

県道	新		旧		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧	旧	新		
	根瀬尾去沢線	根瀬尾去沢線	鹿角市八幡平字カラメ田八六番一から字タムラ三七番二まで	鹿角市八幡平字カラメ田八六番一から字タムラ三七番二まで	七・六〇〇〇一四・〇〇〇	〇・三三四
	根瀬尾去沢線	根瀬尾去沢線	〃	〃	八・〇〇〇〇一七・〇〇〇	〇・三三四

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年七月三日から同月十六日まで

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十二号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十九年七月三日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

- 一 日時 平成十九年七月五日 午後二時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
 - (二) 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について
 - (三) その他

人事委員会規則

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

公 告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年七月三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 随意契約に係る特定職務の名称及び数量
秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会開・閉会式会場仮設施設設営管理業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県総務企画部国体・障害者スポーツ大会局施設調整課
秋田市山王三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日

平成十九年六月四日

随意契約の相手方の名称及び住所

秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会開・閉会式会場等設営共同企業体
 秋田市山王五丁目十五番三十三号
 代表構成員 株式会社アートシステム
 構成員 株式会社電通東日本

随意契約に係る契約金額

五億四千六百万円

随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号に掲げる理由による。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年六月二十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

平成十九年七月三日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七―三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局本庁の項中「部長」を「部長
会計管理者」に改め
る。

附 則

この規則は、平成十九年七月四日から施行する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第8号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月3日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条組織犯罪対策課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年六月二十二日付け秋田県公報第千八百八十八号掲載の秋田県告示第百三十八号(建築基準法による道路位置の指定)(印刷誤り)一ページ表中

道路の延長 六十六・四メートル

は

道路の延長 六十六・八四メートル

の誤り。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄